

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認北海道地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	14 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	10 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	19 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	14 件

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和61年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和34年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年12月から60年10月まで  
② 昭和61年1月から同年3月まで

私は、20歳となった昭和54年\*月から国民年金に加入し保険料を納付してきたが、57年11月に厚生年金保険に加入し国民年金の被保険者資格を喪失した後、59年12月から国民年金に再加入して保険料を納付していたはずである。

申立期間が国民年金に未加入とされ、国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳から国民年金に加入し、申立期間を除く国民年金加入期間の保険料を全て納付しており、昭和61年4月から62年2月までの申請免除期間の保険料については平成3年2月15日に追納している上、保険料を前納するなど、保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人は申立人の元夫の厚生年金保険被保険者資格喪失に伴い、昭和60年11月18日に国民年金の被保険者資格を再取得しているが、これは、61年7月30日に同年4月から62年2月までの国民年金保険料の免除申請を行った際に、当該資格の取得処理も行われたものと推測され、オンライン記録により加入当初の60年11月及び同年12月保険料を62年3月4日に過年度納付していることが確認できる。

さらに、オンライン記録により、申立人の申立期間②の過年度納付書が昭和62年8月5日に作成されていることが確認できることから、当該納付書により当該期間の国民年金保険料を納付することが可能であり、直前の60年11

月及び同年12月の保険料を過年度納付していることを踏まえれば、申立人は当該期間の保険料を過年度納付していたと考えるのが自然である。

しかしながら、申立期間①は、国民年金の任意加入期間であり、任意加入は加入手続を行ったと推認される昭和61年7月時点より遡って被保険者資格を取得することができない上、申立人が所持する年金手帳においても、当該期間に任意加入した記録が無いことから、当該期間は国民年金に未加入であり、国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間のうち、昭和61年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 北海道国民年金 事案 2092

### 第1 委員会の結論

申立人の平成6年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 49 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年3月

私は、結婚間近の平成17年9月にA市B区役所へ行き、私の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況を確認した。その際、担当者から「国民年金保険料の未納は無いから大丈夫です。」と言われ、その証拠になる書類の発行を依頼し、現在も所持している「年金届」を渡された。

申立期間当時、私は学生であったので、私の母が私の国民年金の加入手続き及び国民年金保険料の納付を行ってくれていた。領収証書等は廃棄して無いが、B区役所で国民年金保険料の未納が無いと言われたこと及び私の母は間違いなく保険料を納付していたので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母親が、申立人及びその姉の国民年金の加入手続き及び国民年金保険料の納付を行っていたと述べているところ、申立人の姉は、20歳になった平成4年\*月から8年3月までの国民年金加入期間の保険料を全て納付しており、申立人の母親も、申立人及びその姉に「社会人になるまで親が保険料を納付する。」と伝え、保険料が未納にならないように注意して納付していた、としていることから、申立人の母親は、保険料の納付意識が高かったものと認められる。

また、申立期間直前の平成6年2月の国民年金保険料については、A市の国民年金被保険者名簿により現年度納付されたことが確認できるが、オンライン記録では同年8月31日に過年度納付された記録となっていることから、申立人の納付記録が適切に管理されていなかった状況が認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年1月から42年3月まで  
② 昭和48年4月から50年3月まで

申立期間①当時、自宅に国民年金の集金人が来たので、私の妻が私たち夫婦の国民年金の加入手続を行い申立期間の保険料を納付してくれていた。

申立期間②については、私の妻が、昭和50年12月に45年10月から47年12月までの夫婦二人分の国民年金保険料を第2回特例納付により納付し、その後の期間についても納付をしていたはずである。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、既に死亡した申立人の妻が夫婦の国民年金の加入手続を行い夫婦二人分の保険料を納付していたと述べているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、A社会保険事務所（当時）の被保険者台帳管理簿により昭和42年8月22日に申立人の妻と連番で払い出され、申立人及びその妻の特殊台帳（マイクロフィルム）により、保険料の納付日が確認できる期間の夫婦二人の保険料は、ほぼ同一日に納付されていることが確認できる。

2 申立期間②について、申立人の所持する国民年金手帳には、昭和45年10月から50年3月までの各年度の保険料額がメモ書きされており、特例納付及び過年度納付に必要な保険料額が正確に記載されていることが確認できることから、申立人の妻が当該期間の保険料の納付について行政機関に相談したものと考えられる。

また、申立人及びその妻の特殊台帳により、昭和45年10月から47年12月までの保険料（2万4,300円）を50年12月27日に第2回特例納付制度

により納付し、申立人の妻の領収証書により当該期間直後の50年4月から同年12月までの保険料を51年1月27日に納付していることが確認できることから、申立人の妻が上述の年金手帳のメモ書きに従って納付していたものと推測される。

さらに、当該手帳のメモ書きには、昭和48年度及び49年度の国民年金保険料について、「51.1月中」と記載されており、昭和51年1月の時点では48年4月から同年9月までは時効により保険料を納付できない期間であるものの、当該メモ書きに基づいて保険料の納付書が交付されたことも否定できない。

加えて、当該期間の過年度保険料より高額な昭和50年4月から同年12月までの国民年金保険料が51年1月27日に納付されていること及び申立人の妻が未納期間の保険料を納付しようとして努めていた状況を踏まえれば、申立人の妻はより低額な保険料であった当該期間の過年度保険料を納付したものと考えるのが自然である。

- 3 申立期間①について、申立人は、申立人の妻が、国民年金保険料の集金人から厚生年金保険の被保険者であっても国民年金保険料を納付できると言われたとして、厚生年金保険の被保険者であった期間を含め、国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、制度上、厚生年金保険と重複して国民年金の被保険者となることはできず、行政側が53か月もの長期にわたり両保険料を重複して収納していたものとは考え難い。

また、国民年金手帳記号番号が払出されたと推認される昭和42年8月時点では、37年1月から40年6月までの国民年金保険料については、既に時効により納付することはできず、一方、40年7月から42年3月までの保険料は、過年度納付となるが、申立人は、「申立期間の保険料は、妻が自宅で集金人に納付していた。」と述べているところ、申立人が居住していたB市では集金人による徴収を含め過年度保険料の収納を行っていない上、一緒に納付していたとする申立人の妻の同期間の保険料も未納となっており、申立人に対し別の手帳記号番号が払出された形跡も見当たらないことから、申立人の妻は当該期間の夫婦の保険料を納付できなかったものと推認される。

- 4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和48年4月から50年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成8年6月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和49年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年6月から同年11月まで

平成8年5月にそれまで勤務していた職場を退職し、A市B区役所で国民年金の加入手続を行ったが、国民年金保険料の納付書が送られてきても納付できずにいたので申し訳ない気持ちでいた。

その後、平成8年12月に再就職し、初任給又は翌月の給料の中から申立期間の国民年金保険料相当額を封筒に入れ、9年の早い時期にA市B区役所の2階の窓口でそれを納付した。その際、それまで国民年金保険料を納付できなかった申し訳ない気持ちから一転して安堵したことを記憶している。

その後、平成10年2月5日付けで、申立期間に係る「国民年金集合徴収(年金相談)案内状」が郵送されてきたので、C社会保険事務所(当時)へ当該期間は納付済みであることを伝えたと、行き違いであるとの了承を得ている。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納付できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成6年3月から8年5月までの期間及び同年12月から現在に至るまでの期間において厚生年金保険の被保険者であるところ、i) 申立人が6年3月から8年7月まで居住していたD町において、申立人に係る国民年金被保険者名簿が作成されており、当該名簿には、申立人の同町からA市への転居日(平成8年7月9日)が記載されていること、ii) 申立人に係るA市の電算記録(資格異動履歴詳細)において、8年6月8日付け国民年金被保険者資格取得の入力処理が同年8月14日に行われ、同年12月21日付け同資格喪失の入力処理が9年1月30日に行われていることを踏まえると、申立期間内に申立人の国民年金加入手続が行われ、申立人に対し、当該期間の国民年金保険

料の納付書が発行されていたものと推認される。

また、申立期間当時に申立人と同居していた申立人の母親から、「息子は再就職後に申立期間の国民年金保険料をまとめて納付した。」との証言を得るとともに、申立人の妻（申立期間当時は、友人）からも、申立期間当時、「学生の時の申請免除期間はいいけど、今は社会人だから国民年金に加入した方がいい。」と申立人と話していたこと、申立人が国民年金保険料を納付できず困っていたが、「国民年金保険料は急いで納付しなくてもいい。」と話していたこと、及び申立人が再就職してすぐに申立期間の保険料をまとめて納付したことに驚いたことを記憶しているなどの証言を得ていることから、申立人の主張には信憑性がうかがえる。

さらに、申立人が再就職後間もなく、申立期間の国民年金保険料について、保険料相当額を封筒に入れ、A市B区役所の2階の窓口で納付し、その際、それまで保険料を納付できなかった申し訳ない気持ちから一転して安堵したとする記憶は鮮明である上、申立人が申立期間の保険料を納付したとする時期は、同区役所での納付（現年度納付）が可能であるとともに、当時、同区役所の国民年金の窓口は2階（現在は、3階）であり、これらの状況は申立人の主張と一致する。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 北海道厚生年金 事案 4041

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所（現在は、B事業所）における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を平成5年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を50万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年10月30日から同年11月1日まで

A事業所で平成5年10月31日まで勤務したが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が確認できない。

厚生年金保険料控除の事実を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、厚生年金基金の加入員記録及びB事業所の回答により、申立人は、申立期間において同事業所に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の当該事業所における社会保険事務所（当時）の平成5年10月1日付け定時決定の記録から50万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る厚生年金保険の被保険者資格喪失日を誤って届出し、申立期間に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行して

いないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を昭和55年3月1日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年2月29日から同年3月1日まで  
② 昭和55年3月1日から同年8月1日まで

申立期間①は、A社からB社に出向した時期であるが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。昭和55年3月1日付けで同社に転籍するまで、A社に継続して勤務していたので、申立期間①について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

申立期間②については、A社からC社に転籍したが、標準報酬月額が転籍以前より下がっている。給与が前年より少なくなることは考えられないので、申立期間②について正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、雇用保険の被保険者記録及びB社の回答により、申立人が同社に継続して勤務し（昭和55年3月1日にA社から系列会社であるC社に転籍）、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人に係るA社における昭和55年1月の社会保険事務所（当時）の記録から、19万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料を納付したか否かについては、事業主は不明としているが、一方で、「当時の社会保険事務

担当者が、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失手続を行った際に、資格喪失日を誤って記入し、届け出た可能性がある。」と回答している上、事業主が資格喪失日を昭和 55 年 3 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 2 月 29 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 2 月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納入されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間①に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②について、申立人は、「A社からC社に転籍したが、給料が下がることはなかった。標準報酬月額が前年より低くなっていることは考えられない。」と主張している。

しかしながら、B社に照会したところ、「当時の資料及び申立人のC社における給与明細書等が無いため不明である。」と回答していることから、申立人の申立期間②に係る給与額及び厚生年金保険料控除額を確認することができない。

また、申立人は、A社及びC社に勤務していた当時の同僚及び上司に照会することについて同意していないことから、申立人が申立期間②において、オンライン記録の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料額より高い保険料を給与から控除されていたことをうかがわせる供述を得ることができない。

さらに、申立期間②のC社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に記載されている申立人の標準報酬月額は、オンライン記録と一致しており、当該記録が遡って訂正された形跡は無い。

加えて、申立人の申立期間②に係る給与支給額及び厚生年金保険料の控除額を確認できる給与明細書等の資料は無い上、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間②について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、申立期間①のうち昭和45年2月から同年7月までを3万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年2月1日から46年1月1日まで  
② 昭和48年9月1日から49年8月1日まで

申立期間①は、A社（現在は、B社）にC職として勤務していた期間であるが、年金記録の標準報酬月額が実際の給与支給額よりも低額となっている。

申立期間②は、D社（現在は、E社）F支社G支部にH職として勤務していた期間であり、3万円以上の給与が支給されていたと記憶しているが、年金記録の標準報酬月額は2万円となっている。

両申立期間について、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立期間①のうち昭和45年2月から同年7月までに係る標準報酬月額については、申立人が所持する給料支払明細書で確認できる厚生年金保険料控除額から、3万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、給料支払明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①のうち昭和45年8月から同年12月までの期間については、給料支払明細書により、当該期間において支給されていた報酬月額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額よりも高額であるものの、給料支払明細書により事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額よりも低額であることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

2 申立期間②について、申立人は、E社において、3万円以上の給与が支給されていたと記憶しているため、標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしいと申し立てている。

しかしながら、E社は、「申立人の厚生年金保険の記録について確認したところ、関係資料の保存年数が過ぎているため、申立人の標準報酬月額届出等について不明である。」と回答している上、申立人も申立期間に係る厚生年金保険料控除額を確認できる資料を保有しておらず、同社における給与からの保険料控除額について確認することができない。

また、事業所別被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）によると、申立人と同日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している者2,361人のうち2,325人の資格取得時の標準報酬月額は、申立人と同額の2万円であることが確認できることから、申立人の標準報酬月額のみが同僚に比べ低額であるという事情は見当たらない。

さらに、被保険者名簿において、申立人より高い標準報酬月額で資格取得している者が確認できることから、連絡先が確認できた3人に照会したところ、一人はI職、二人はJ職をしており、申立人と同職種の者は確認できなかった。

加えて、被保険者名簿を確認したところ、遡って申立人の標準報酬月額の訂正が行われた形跡は無く、不自然さは見当たらない。

このほか、申立期間②について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間②について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 11 月 1 日から 37 年 9 月 1 日まで  
日本年金機構から脱退手当金に係る確認はがきを受け取ったところ、申立期間については、脱退手当金が支給済みとされていた。  
しかし、脱退手当金を受け取っていないので、申立期間について年金額に算入される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者資格を喪失した日から約 3 年 10 か月後の昭和 41 年 7 月 12 日に支給決定されたこととなり、事業主が申立人の脱退手当金を代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険の被保険者期間をその計算の基礎とするべきものであるところ、申立期間の前の A 社及び支給決定日の直前の B 社に係る被保険者期間は、脱退手当金の計算の基礎とされておらず、未請求となっている。しかしながら、これら 3 回の被保険者期間のうち 2 回の被保険者期間を申立人が失念するとは考え難い上、支給決定日の直前の B 社に係る被保険者期間と申立期間とは事業所が同一であり、申立期間と同一の被保険者記号番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない期間が存在することは事務処理上、不自然である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、昭和59年2月10日であると認められることから、申立期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、9万8,000円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年7月30日から59年2月10日まで

申立期間については、A社に勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び当時の事業主の供述により、申立人が申立期間において、A社に勤務していたことは認められる。

また、国民年金の被保険者名簿及びオンライン記録によると、申立人は昭和53年9月6日に国民年金の任意加入被保険者として資格を取得し、57年2月1日に同被保険者資格を喪失していることが確認できるところ、申立人は、同年4月から同年12月までの国民年金保険料を納付し、当該期間の保険料については、昭和61年4月16日に厚生年金保険等の加入を理由として申立人に還付されていることが確認できる。

さらに、申立人に係る国民年金保険料の還付事務処理について、日本年金機構B事務センターは、「昭和61年4月当時、A社に係る57年2月1日からの厚生年金保険の被保険者資格取得のみの記録確認をもって還付処理していると思慮される。」と回答しており、当該還付処理を行った社会保険事務所（当時）においては、申立人の同社における同保険の被保険者期間（昭和57年2月から同年6月までの期間）を含む同年4月から同年12月までの国民年金保

険料を還付していることから、引き続き申立人が厚生年金保険の被保険者であったことを確認したものと考えられる。

加えて、当時の事業主は、「会社の倒産に伴い、当時の書類は何も残っていないため、申立人の申立てどおりの厚生年金保険被保険者の資格喪失届を届出したかは不明である。」と回答しているものの、一方では、「従業員は全員、厚生年金保険に加入させていたので、勤務の途中で同保険の被保険者資格を喪失させることはない。」と供述している。

その上、申立人が名前を挙げた二人の同僚は、「全ての従業員が厚生年金保険に加入しており、退職前に被保険者資格が喪失することはなかった。」と述べている。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人について、昭和 57 年 7 月 30 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の届出は有効なものとは認められず、申立人の厚生年金保険の被保険者資格喪失日は、上述の事業主及び申立人の同僚であり取締役であった者の供述により、当該事業所が同保険の適用事業所に該当しなくなった 59 年 2 月 10 日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和 57 年 6 月の社会保険事務所の記録から、9 万 8,000 円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、昭和51年6月から同年12月までは9万2,000円、52年1月から同年6月までは9万8,000円、同年7月から同年9月までは11万8,000円、53年2月から同年6月までは13万4,000円、54年2月から同年7月までは15万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年6月1日から52年10月1日まで  
② 昭和53年2月1日から同年7月1日まで  
③ 昭和54年2月1日から同年8月1日まで

A社（現在は、B社）に勤務していた期間のうち、給与から控除された厚生年金保険料と、ねんきん定期便の「厚生年金保険の標準報酬月額と保険料納付額の月別状況」で確認できる納付額が違う期間があった。申立期間の給与明細を記載していたノート及び昭和54年分給与所得の源泉徴収票を提出するので、適正な標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間①、②及び③のうち昭和54年3月、同年5月から同年7月までの期間に係る標準報酬月額については、申立人が給与明細書の給与支給額及び厚生年金保険料控除額等を記載していたノート（以下「ノ

一ト」という。)において確認できる厚生年金保険料控除額から、51年6月から同年12月までは9万2,000円、52年1月から同年6月までは9万8,000円、同年7月から同年9月までは11万8,000円、53年2月から同年6月までは13万4,000円、54年3月及び同年5月から同年7月までは15万円とすることが妥当である。

また、申立期間③のうち昭和54年2月及び同年4月については、給与支給額及び厚生年金保険料控除額がノートに記載されていないため、当該期間の報酬月額及び厚生年金保険料控除額が確認できないものの、53年2月及び同年4月に控除されている厚生年金保険料は同年3月に控除された厚生年金保険料と同額である上、54年分給与所得の源泉徴収票により確認できる社会保険料の額から推認できる当該期間の厚生年金保険料控除額は、同年3月と同額と認められることから、当該期間の標準報酬月額を15万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、継承会社であるB社に照会したものの、「当時の資料は残っていない。」と回答している上、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、申立人のノート及び給与所得の源泉徴収票で確認又は推認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額の届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 北海道厚生年金 事案 4047

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額を、申立期間①は12万3,000円、申立期間②、③及び④は37万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和41年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年6月29日  
② 平成19年12月15日  
③ 平成20年3月31日  
④ 平成20年9月30日

平成19年1月16日から23年4月2日までA社に勤務したが、賞与支給明細書のとおり、申立期間①、②、③及び④に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、その記録が無い。

申立期間①、②、③及び④について、厚生年金保険の給付に反映されるよう記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与支給明細書及びA社から提出された賃金台帳により、申立人は平成19年6月29日、同年12月15日、20年3月31日及び同年9月30日に同社から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①、②、③及び④に係る標準賞与額については、申立人から提出された賞与支給明細書並びに当該事業所から提出された賃金台帳における厚生年金保険料の控除額から、平成19年6月29日は12万3,000円、同年12月15日、20年3月31日及び同年9月30日は37万1,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の全ての申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないこと、及び申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る全ての申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、平成10年2月19日であると認められることから、申立期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、19万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和39年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年1月31日から同年2月19日まで

申立期間においてA社に勤務していたが、同社における厚生年金保険の加入状況について確認したところ、当該期間の加入記録が無かった。

給与明細書から厚生年金保険料が控除されているので、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び申立人から提出された給与明細書により、申立人が、申立期間にA社に継続して勤務していたことが確認できるが、オンライン記録では、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日と同日である平成10年1月31日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している。

一方、オンライン記録によると、前述のとおり、当該事業所は平成10年2月19日付けで同年1月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなった旨の処理が行われ、同日で厚生年金保険の被保険者資格を喪失している同僚が申立人のほかに44人確認できるが、雇用保険の被保険者記録によると、これら同僚のうち約半数の同僚については、申立人と同じく厚生年金保険被保険者資格喪失後も雇用保険の加入記録が継続していることが確認できる。

また、申立期間当時、当該事業所のB職で社会保険事務の責任者でもあったとされる同僚は、「申立期間当時、A社は、経営が悪化しており、6か月分から7か月分の厚生年金保険料を滞納していた。このため、社会保険事務所（当時）から前年に遡って厚生年金保険を脱退させると言われたが、それでは困る

ので社会保険事務所と協議して、平成10年1月31日に厚生年金保険を脱退した。当時、45人ぐらいの従業員が同社に在籍していたが、このうち実際に同社を退職した者は約半数ぐらいであり、残りの者は継続して同社に勤務していた。」と供述しており、この供述は、前述の同僚らの雇用保険の被保険者記録とも符合していることから、申立期間当時、当該事業所が、厚生年金保険の適用事業所としての要件を満たしていたと認められ、社会保険事務所において厚生年金保険の適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成10年1月31日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の同資格喪失日は、社会保険事務所が当該処理を行った同年2月19日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成9年12月の社会保険事務所の記録から、19万円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間に係る標準報酬月額の記録を申立期間①は 20 万円、申立期間②は 19 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 8 年 2 月 1 日から同年 3 月 1 日まで  
② 平成 8 年 4 月 1 日から同年 8 月 1 日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間①及び②について、給料支払明細書に記載されている厚生年金保険料の控除額と年金記録の標準報酬月額から計算される同保険料負担額とが異なっている。

両申立期間の標準報酬月額について、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人が保管する給料支払明細書において確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、申立期間①は 20 万円、申立期間②は 19 万円に訂正することが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについて、A社は、「当時の事務担当者が既に死亡しており不明である。」と

しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を昭和50年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年7月1日から同年8月1日まで

昭和49年4月1日にA社に入社し、すぐに関連会社であったC社に出向となり、50年8月1日に同社に転籍したが、転籍直前の申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。

申立期間に継続して出向先のC社で勤務しており、給与から厚生年金保険料が控除されていたので、申立期間に厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が名前を挙げた同期入社と同僚並びにA社及びC社において厚生年金保険被保険者記録が確認でき、かつ、申立期間に同社において同保険の被保険者資格が確認できた複数の同僚は、「申立期間に申立人と一緒に勤務していた。」と供述している上、申立人が名前を挙げた同僚が「私と申立人は、昭和49年4月にA社から同社の社員の身分のままC社に出向し、50年8月1日に同社に転籍した。」と供述している。

また、申立期間当時にD職であった同僚は、「C社はA社の関連会社であり、両社の人事制度に相異は無い。また、私も転籍組であるが、転籍により厚生年金保険の被保険者期間に空白が生じることはない。」と供述している。

さらに、オンライン記録により、C社が厚生年金保険の適用事業所になった昭和46年4月1日から申立人が同保険被保険者資格を喪失した55年8月31

日までの期間にA社で厚生年金保険被保険者資格を喪失し、C社において同被保険者資格を取得している者が申立人を含めて13人確認できるところ、申立人を除く12人の両社における同被保険期間に空白は無い。

加えて、B社は、「社員の社会保険の適用については、出向者は出向元で、転籍者は転籍先で同保険が適用されていた。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務し（昭和50年8月1日にA社からC社に転籍）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和50年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、11万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年8月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年8月から50年3月まで

私は、私の母から国民年金保険料を納付するよう強く勧められ、昭和46年8月頃に、A市B出張所（当時）で、私と元夫の国民年金の加入手続を行った。

申立期間当時は夫婦で自営業を営んでいたが、商売は順調で、私達夫婦の国民年金保険料は、私が同役場の窓口で、納付していたはずである。

申立期間の国民年金保険料が未納であることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母親から国民年金保険料を納付するよう強く勧められ、自営業を始めた昭和46年8月頃に当時のA市B出張所において、申立人と申立人の元夫の国民年金の加入手続を行ったと述べているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金被保険者台帳管理簿及びその前後の同手帳記号番号の被保険者状況調査等により、申立人の元夫と連番で51年1月頃に払い出されたものと推認できる一方、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立人は申立期間当時、国民年金に未加入であったものと考えられる。

また、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された昭和51年1月時点で、申立期間のうち、46年8月から48年9月までの国民年金保険料は既に時効により納付することができず、一方、同年10月から50年3月までの保険料は過年度納付となるが、申立人は、「国民年金保険料を遡ってまとめて納付した記憶はない。」と述べていることから、申立人が当該期間の保険料を納付したものは考え難い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連

資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和54年10月から60年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和34年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年10月から60年6月まで

私は、国民年金の加入手続について、いつ頃どこで行ったか記憶はないが、A市に在住し、会社を退職した昭和61年6月以降に、現在所持する国民年金手帳を郵送で受け取り、その後、額面80万円の定額貯金を解約して申立期間の国民年金保険料70数万円を納付書により郵便局で一括納付した。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「額面80万円の定額貯金を解約して申立期間の国民年金保険料70数万円を納付書により郵便局で一括納付した。納付書は1枚であったと思う。」と述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の同手帳記号番号の被保険者状況調査等により、昭和62年8月又は同年9月に払い出されたものと推認でき、その時点で、申立期間直後の60年7月から61年1月までの期間（保険料は7か月で4万7,180円）及び同年6月から62年3月までの期間（保険料は10か月で7万1,000円）について遡って納付されたものと推認できる保険料11万8,180円と申立期間の保険料の納付に必要な金額34万6,500円の合計は46万4,680円であることから、その金額は申立人が主張する納付金額とは大きく異なる。

また、申立人が国民年金の加入手続を行ったものと推認できる昭和62年8月の時点で、申立期間は時効により国民年金保険料を納付できない期間である。

さらに、申立期間は69か月と長期間であり、申立期間について、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる形跡は見当たらず、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料が納付されていたことを

うかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和38年12月から39年5月までの期間及び39年11月から54年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和18年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和38年12月から39年5月まで  
② 昭和39年11月から54年3月まで

私の国民年金については、家業の経理を担当していた父親が、昭和38年\*月頃に加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料については、父親が妹の保険料と併せて納付してくれていたと記憶している。

父親の都合が悪い時には、何度か自分で国民年金保険料の納付に行ったこともあり、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の同手帳記号番号の被保険者状況調査及び国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和55年1月から同年4月頃までの間に払い出されたものと推認でき、当該払出時期は、申立人が20歳に到達した38年\*月頃に申立人の父親が国民年金の加入手続を行ってくれたはずとする申立人の主張とは大きく相違する。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時期と推認される昭和55年1月の時点において、申立期間①及②のうち39年11月から52年9月までの期間の国民年金保険料は時効により納付できない上、申立期間中、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

さらに、当該払出時点において、申立期間②のうち昭和52年10月から54年3月までの国民年金保険料は納付が可能であるが、オンライン記録により、申立人の父親が申立人の保険料と併せて納付していたはずとする申立人の妹の当該期間の保険料も未納とされていることが確認できる。

加えて、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の

妹及びその妻について、申立人と連番で国民年金手帳記号番号が払い出され、申立人と同様に昭和 54 年 4 月分から国民年金保険料が納付されていることが確認できることから、申立人は、申立人の妹及びその妻と同時に国民年金に加入し、同時に保険料の納付を開始したものとするのが自然である。

このほか、申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和59年9月から60年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和37年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年9月から60年8月まで

私は、A社に勤務し、厚生年金保険及び政府管掌健康保険に加入していたが、その事業所が昭和59年9月1日にこれら社会保険の適用事業所でなくなることから、健康保険については各自で加入するように事業所から言われたことを覚えている。しかし、年金については、このようなことを言われておらず、会社の事務担当者が国民年金の加入手続を行ってくれ、国民年金保険料は給与から天引きされていると思っていた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、勤務していた事業所が社会保険の適用事業所でなくなった直後の申立期間に係る国民年金の加入手続及び保険料納付について、「会社から、健康保険については各自で加入するように言われたが、国民年金については会社の事務員が手続をしてくれ、国民年金保険料については給与から天引きされていたものと思っていた。」としているが、事業所が従業員の国民年金保険料を給与から控除することは考えにくく、控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人は、申立期間における国民年金の加入手続及び保険料納付に関与していないことから、当時の具体的な保険料の納付状況を確認することができない。

また、オンライン記録及びB市の国民年金被保険者名簿により、申立人は、上記の事情から昭和59年9月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した後、国民年金の被保険者資格を60年9月20日に再取得していることが確認でき、この記録は申立人の年金手帳に記載されている記録とも一致している上、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない

ことから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、申立人は国民年金保険料を納付することができなかったと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 北海道国民年金 事案 2099

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和59年2月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年2月から61年3月まで

申立期間において、私は、任意加入していた国民年金の被保険者資格の喪失申出を行ったものとされているが、私は、それまで元夫が失業していた時も国民年金保険料を納付し続けており、同資格の喪失申出を行う理由も無い。

申立期間が国民年金に未加入で、国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、申立人が居住していたA町の国民年金被保険者名簿及び申立人の所持する年金手帳の「国民年金の記録」欄に記載された記録により、申立人は、昭和59年2月14日に国民年金の被保険者資格を喪失した後、61年4月1日に国民年金第3号被保険者の資格を取得していることが確認でき、この記録はオンライン記録とも一致していることから、申立期間は国民年金の未加入期間である上、申立期間中、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

また、申立人について、A町の国民年金被保険者名簿の検認記録欄において、申立期間の全てに「不要」のゴム印が押されていることが確認できることから、申立期間は国民年金保険料の納付が不要な期間として管理されていた状況がうかがえ、申立人に対し、国民年金保険料の納付書が作成されることは無かったものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 5 月 1 日から同年 12 月 1 日まで  
② 昭和 42 年 5 月 1 日から同年 12 月 1 日まで  
③ 昭和 43 年 5 月 1 日から同年 12 月 1 日まで  
④ 昭和 44 年 5 月 1 日から同年 12 月 1 日まで  
⑤ 昭和 45 年 5 月 1 日から同年 12 月 1 日まで  
⑥ 昭和 46 年 5 月 1 日から同年 12 月 1 日まで  
⑦ 昭和 47 年 5 月 1 日から同年 12 月 1 日まで  
⑧ 昭和 48 年 5 月 1 日から同年 12 月 1 日まで

昭和 37 年から 57 年までの期間、A 社において B 職として毎年 5 月又は 6 月の始めから 11 月末まで勤務していたが、勤務していた期間のうち申立期間①から⑧までの厚生年金保険の加入記録が確認できない。

勤務していたのは間違いないので、全ての申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された A 社に係る勤続 20 年の表彰状及び同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間①から⑧まで同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、当時の事業主及び同僚が記憶する事務担当者はいずれも既に死亡している上、当該事業所は、「当時の関係資料は保存されておらず、また、当時から当社に継続して勤務している役職員がいないので、全ての申立期間に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況等については分からない。」と回答している。

また、申立人が全ての申立期間において一緒に勤務していたとして名前を挙

げた5人のうち、個人が特定でき、生存及び所在が確認できた3人に申立人の厚生年金保険の適用状況等について照会し、全員から回答が得られたところ、申立人が上司であったとする者は、「申立人が勤務していたことは記憶しているが、勤務していた期間や厚生年金保険の適用状況等については分からない。」と供述している上、申立人がC業務を担当していたとする二人のうち一人は、「私は、その当時は、C業務を担当していなかったので、申立人の厚生年金保険の適用状況及び厚生年金保険料の控除等については分からない。」とし、残り一人は、「私が入社したのは申立期間⑧より後の昭和51年4月1日であり、これより以前の申立人の厚生年金保険の適用状況及び厚生年金保険料の控除等については分からない。」と供述しており、いずれの者からも申立人の申立ての事実を裏付けるような供述を得ることができない。

さらに、申立人が全ての申立期間において同じB職として同じ業務を行っていたとする申立人の夫及び前述の同僚のうちの残りの二人は、既に死亡又は生存及び所在が確認できないため、これらの者から申立人の申立内容を裏付ける供述を得ることができない上、当該事業所に係る厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）によると、当該3人は、申立人と同様、全ての申立期間において厚生年金保険の加入記録が確認できない。

加えて、被保険者原票を確認したところ、全ての申立期間において申立人が厚生年金保険の被保険者資格を取得した記録は無く、一方、健康保険の整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

その上、申立人及び申立人の夫は、オンライン記録によると、全ての申立期間を含む昭和40年12月から49年3月までの期間、国民年金の被保険者として国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の全ての申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、全ての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 3 月 1 日から 48 年 9 月 30 日まで

申立期間はA社B支店において勤務していたが、標準報酬月額が実際に支給されていた給与額よりも低くなっていることに納得できない。

厚生年金保険料の控除を確認できる給与明細書等の資料を保管していないが、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社B支店に勤務していた申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額の記録が、当時、同社から実際に支給されていた給与額よりも低く記録されているので訂正してほしい。」と申し立てている。

しかしながら、オンライン記録によると、A社B支店は昭和 48 年 10 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていることから、同社の合併先であるC社に照会したところ、「当時の賃金台帳等の資料は保存年限が経過しており保存されていない。」と回答しており、申立人の申立期間における給与の支払状況及び厚生年金保険料の控除額について確認することができない。

また、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人と同日の昭和 38 年 3 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる者は、申立人以外に二人確認できるところ、当該二人の資格取得時における標準報酬月額はいずれも申立人と同額の 1 万 4,000 円であることが確認できる上、両人のその後の標準報酬月額についても、申立人とほぼ同額で推移していることが確認できることを踏まえると、申立人の標準報酬月額が、当該二人の標準報酬月額に比べ、特に低額であったとは認められない。

さらに、申立人は「標準報酬月額の記録によると、昭和 45 年 7 月に 4 万 5,000 円に上がり、同年 10 月の定時決定で 3 万 9,000 円に下がっていることが納得

できない。」と供述する一方で、「昭和 38 年の入社時から 45 年頃までの期間は D 課で E 職として従事し、47 年頃までの期間は F 課、退社時までの期間は再度 D 課で E 職としてそれぞれ勤務していた。D 課で従事していた E 職の職種は比較的残業が少なかったが、F 課では残業が極端に増え帰宅するためのタクシー代を通勤費として増額してもらっていた。」と供述しているところ、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票(以下「被保険者原票」という。)によると、申立人の標準報酬月額は、昭和 45 年 5 月の随時改定で 4 等級上がり、同年 10 月の定時決定で 2 等級下がっていることが確認できるが、これは申立人の同年の配置転換による一時的な賃金の増加に伴う標準報酬月額の随時改定が行われ、その後、賃金の変動により同年 10 月の定時決定により同年の標準報酬月額の見直しが行われたことによるものと考えられる。

加えて、当該事業所に係る被保険者原票により、申立人と同日の昭和 38 年 3 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる者及び申立期間において同保険の被保険者記録が確認できる者(申立人が名前を挙げた同僚を含む。)のうち、生存及び所在が確認できた者 10 人に照会し 6 人から回答が得られたものの、申立人の申立内容を裏付ける供述は得られなかった。

その上、申立人の当該事業所に係る被保険者原票によれば、標準報酬月額の記録が遡及して訂正された形跡は無く、ほかに申立人が、申立期間において、オンライン記録で確認できる標準報酬月額を上回る報酬月額の支払を受け、当該標準報酬月額に見合う額を上回る厚生年金保険料を源泉控除されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 北海道厚生年金 事案 4053

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男(死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正7年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年8月20日から21年2月頃まで

申立期間は、A社B事業部に勤務し、C国D市のE部にF業務担当として出向していたので、厚生年金保険料控除を確認できる資料は無いが、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、A社B事業部は、厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる上、同社があったと申立人が主張する所在地を管轄する法務局において、商業・法人登記の記録は確認できない。

また、G健康保険組合が保管する同組合加入事業所に係る資料によると、当該事業所は昭和19年5月27日に同組合から削除されていることが確認できる上、同組合に照会したところ、「上記以外の資料が無く、申立人が当組合に加入していたか分からない。」と回答している。

さらに、H県I局が保管するJ名簿、K名簿及びL省M局が保管するN名簿によると、申立人は、昭和19年9月30日にO部隊にP職として入隊し、21年2月12日にQ部隊を除隊していることが確認できるものの、当該事業所に在籍していた記録は確認できない。

加えて、申立人は当該事業所で一緒に勤務していた上司を記憶しているものの、姓のみの記憶であるため、個人を特定することができないことから、申立人の申立期間に係る勤務実態や厚生年金保険の適用状況について確認できる供述を得ることはできない。

その上、申立人が申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

一方、健康保険労働者年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）によると、当該事業所と名称が類似するR社及び同社S支社が昭和19年6月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できるが、同社は26年7月20日、同社S支社は21年11月1日にそれぞれ厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、当時の事業主も既に死亡していることから、商業・法人登記簿謄本により、同社が合併しているT社に照会したが、「当時の関連資料が無く不明である。」と回答している。

また、被保険者名簿により、R社及び同社S支社において、厚生年金保険被保険者記録が確認でき、生存及び所在が確認できた8人に照会し、回答が得られた7人のうち2人が、「R社に勤務していたが、同社B事業部は別組織であった。」と供述している上、そのうち一人は、「申立期間当時、父は同社B事業部でU職として勤務していたが、終戦半年後に引揚者として帰国した。」と供述しているところ、厚生年金保険被保険者台帳によると、当該U職は申立期間当時に厚生年金保険の加入記録は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 7 月 5 日から 45 年 8 月 1 日まで  
② 昭和 45 年 8 月 1 日から 47 年 12 月 6 日まで

日本年金機構から脱退手当金に係る確認はがきを受け取ったところ、申立期間①及び②については脱退手当金を支給済みとされていた。

しかし、脱退手当金を受け取っていないので、両申立期間について年金額に算入される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間②において勤務していた事業所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間①及び②の脱退手当金は、その支給額に計算上の誤りは無い上、申立期間②に係る厚生年金保険の被保険者資格を喪失した日から約2か月後の昭和48年2月27日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶がないというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 北海道厚生年金 事案 4055(事案 928 及び 1659 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 7 月 1 日から 39 年 6 月 21 日まで

第三者委員会に申立てを行ったところ、脱退手当金を受け取っていないとは認められないとの回答を受けたが、納得ができなかったため当時の同僚について調査してほしいと再申立てを行ったものの、平成 22 年 1 月 29 日付けで通知が届き、この申立ても認められなかった。

しかし、第三者委員会の通知に納得できないと思っていたところ、日本年金機構から脱退手当金の支給について確認を求めるはがきを送付されてきたので、新たな資料は無いが、脱退手当金を請求したことも受け取ったことも記憶にないので、改めて申し立てる。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿に記載されている被保険者のうち、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を喪失した日の前後 2 年以内に被保険者資格を喪失し、かつ、脱退手当金の受給要件を満たす被保険者 35 人について脱退手当金の支給記録を確認したところ、脱退手当金の支給記録がある 28 人のうち 27 人が被保険者資格を喪失してから約 5 か月以内に支給決定されていることが確認できることなどを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求が行われた可能性がうかがえること、ii) 申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者資格を喪失した日から約 1 か月後に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さやうかがえないこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 5 月 29 日付け年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

また、再申立てにおいて、申立人は、新たに申立期間当時の同僚二人の名前

を挙げて、「再度調査してほしい。」と主張しているものの、当該同僚から申立人の主張を裏付ける供述が得られなかったため、これは当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認め難く、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、これについても既に当委員会の決定に基づく平成22年1月29日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

しかしながら、今回、申立人は、「新たな資料は無いが、脱退手当金の請求をしたことも受け取ったことも記憶にないので、改めて申し立てる。」と主張している。

ところで、年金記録確認第三者委員会は、「年金記録に係る申立てに対するあっせんに当たっての基本方針」（平成19年7月10日総務大臣決定）に基づき、公正な判断を示すこととしており、判断の基準は、「申立ての内容が、社会通念に照らし『明らかに不合理ではなく、一応確からしいこと』」とされている。

脱退手当金の申立事案は、年金の記録には脱退手当金が支給されたことになっているが、申立人は脱退手当金を受け取っていないというものである。脱退手当金が支給される場合は、所定の書面等による手続が必要とされているが、本事案では保存期間が経過してこれらの書面等は現存していない。それゆえ、脱退手当金の支給を直接証明づけられる資料が無い下で、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾が存在しないか、脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせるような事情が無いかなど、いわゆる周辺の事情から考慮して判断をしなければならない事案である。

本事案では、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾は見当たらず、事業主による代理請求が行われた可能性がうかがえるとともに、申立人の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りが無い上、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者資格を喪失してから約1か月後に支給決定がなされていることなど、むしろ脱退手当金が支給されていることをうかがわせる周辺事情が存在する一方、申立人が脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる周辺事情が見当たらない。

したがって、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和34年10月1日から39年2月26日まで  
② 昭和39年9月24日から40年9月21日まで  
③ 昭和40年11月1日から41年4月29日まで

厚生年金保険の加入期間を確認したところ、申立期間①から③までについて脱退手当金を受給しているとの回答を受けた。

しかし、脱退手当金を請求したことも受給したこともないので、全ての申立期間について年金額に算入される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間③において勤務していた事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間①から③までの脱退手当金は、支給額に計算上の誤りが無い上、申立期間③に係る厚生年金保険の被保険者資格を喪失した日から約3か月後の昭和41年7月1日に支給決定されているなど一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶がないというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、全ての申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 北海道厚生年金 事案 4057

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 10 月頃から 49 年 6 月頃まで  
② 昭和 53 年 9 月頃から 55 年 6 月頃まで

申立期間①についてはA社に、申立期間②についてはB団体にそれぞれ勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる資料は無いが、両申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、当時の事業主の供述から判断すると、勤務開始時期の特定はできないものの、申立人は、A社が倒産するまでの昭和 49 年 2 月頃まで勤務していたことが推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、当該事業所は昭和 47 年 3 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間①のうち、同日以降の期間については、厚生年金保険の適用事業所に該当していないことが確認できる。

また、当時の事業主は、「A社は昭和 49 年 2 月頃に倒産し、私はC県から転居したが、厚生年金保険の加入はそれよりも前にやめている。申立人が当社に勤務していたことは確かであるが、申立人を厚生年金保険に加入させたか否かは分からない。」と述べている。

さらに、申立人は当該事業所で一緒に勤務した同僚の姓しか記憶していないことから、当該同僚を特定することができず、申立人の申立期間①における厚生年金保険料控除について確認できる供述を得ることができない。

加えて、オンライン記録によると、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった昭和 47 年 3 月 1 日に同保険の被保険者資格を喪失している

ことが確認できる者が事業主のほかに一人存在することから、同人に照会したものの、協力を得られないことから、申立人の申立てに係る事実を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①に係る申立ての事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②について、申立人は、B団体に勤務することになった経緯や業務内容等を詳細に記憶していることから判断すると、時期及び期間の特定はできないものの、申立人が同事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、B団体は、事業所名簿及びオンライン記録において厚生年金保険の適用事業所であった記録が確認できず、申立人が、同事業所が所在していたとする住所に商業・法人登記も確認できない上、D法人を管理するC県E部F課においても同名称の団体を確認することができない。

また、申立人は、当該事業所はG職が集まってできた団体であったとしており、所属していたG職が勤務していたとする事業所に照会したものの、当時の事情を知る者はおらず、当該事業所に関する情報を得ることができない。

さらに、申立人が、当該事業所に所属していた者として名前を挙げた複数のG職及び一緒に勤務していたとして名前を挙げた者については、既に死亡していること、個人を特定することができないこと、厚生年金保険の加入記録が確認できないこと等の理由により、これらの者から申立人の申立期間②における厚生年金保険の適用状況及び同保険料の控除について確認できる供述を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間②に係る申立ての事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 両申立期間について、申立人が厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 6 月から 59 年 4 月まで

申立期間はA社に勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

申立期間の一部については、源泉徴収票を所持しており、社会保険料等の控除も確認できるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び申立期間当時の事業主の供述から判断すると、申立人が、申立期間においてA社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、健康保険厚生年金保険適用事業所名簿及びオンライン記録によると、当該事業所は厚生年金保険の適用事業所に該当していた形跡は無く、当時の事業主は、「A社は、厚生年金保険の適用は受けていなかった。私も含め全員が、厚生年金保険に加入していなかった。」と回答しており、同人も、申立期間において厚生年金保険の被保険者であった形跡が無い。

また、申立人が当該事業所で一緒に勤務していたとして名前を挙げた7人のうち、生存及び所在が確認できた5人に照会したところ4人から回答が得られ、このうちの一人で「申立人とは別の会社に勤務していた。」と供述している者を除く3人は、オンライン記録によると、いずれも申立期間において厚生年金保険に加入していた形跡は無く、このうち社会保険事務の担当者であった者及び経理事務の補助業務を担当していた者の二人は、「小規模な会社であったので、厚生年金保険に加入していなかった。健康保険はB国民健康保険組合に加入しており、給与から控除していたのは、同保険料と雇用保険料であった。」と供述しており、これらの者から、申立人が申立期間において厚生年金保険料

が給与から控除されていたことをうかがわせる供述は得られなかった。

さらに、申立人は昭和 58 年分源泉徴収票を所持しているものの、同源泉徴収票に記載された社会保険料等の額（7 万 4,700 円）は、全額被保険者負担の B 国民健康保険料額（17 万 7,600 円）よりも低額であり、厚生年金保険料まで控除されていたとは認められない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 4 月 1 日から 43 年 2 月 1 日まで  
昭和 42 年 4 月 1 日から 44 年 7 月 31 日まで A 社 B 出張所に勤務したが、  
申立期間に係る年金記録が欠落していた。  
申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A 社は、オンライン記録によると、昭和 45 年 3 月 26 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、商業・法人登記簿謄本によると、49 年 12 月 3 日に解散しているほか、当時の事業主も既に死亡していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

また、申立人が、当時、申立人の入社面接を行った者として名前を挙げた複数の同僚は、「申立人のことは覚えているが、申立人の面接時期や勤務期間については覚えていない。」と回答していることから、申立人の入社時期等について確認することができない。

さらに、当時の社会保険事務担当者は、「事務職員は試用期間が無く、入社と同時に厚生年金保険に加入させていた。また、厚生年金保険と雇用保険は同時に加入させていた。」と回答しているところ、申立人の当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及び雇用保険被保険者記録によると、厚生年金保険被保険者資格取得日と雇用保険の被保険者資格取得日は一致していることが確認できる。

加えて、健康保険厚生年金保険被保険者原票から申立期間当時に当該事業所において厚生年金保険の被保険者としての資格が確認できる同僚 9 人のうち 8 人について、自身が記憶している入社時期と厚生年金保険被保険者資格の取

得時期は、一致又はほぼ一致している。

その上、前述のほかに申立人が名前を挙げた同僚からも、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる供述を得ることができなかった。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 北海道厚生年金 事案 4060

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 3 月 6 日から 56 年 4 月 30 日まで  
申立期間についてA社に勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が無い。  
給与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 55 年 3 月 6 日から 56 年 4 月 29 日までの期間、A社に継続して勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたと思う。」と主張している。

しかしながら、事業主は、「当社が保管している人事記録や給与台帳に申立人の記録は確認できず、社会保険や雇用保険の届出の控えにも申立人の名前が記載されていないため、申立人は当社に在籍していなかったと思われる。」と回答していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

また、申立人が名前を挙げた同僚二人及び当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）から、申立期間及びその前後の期間において、厚生年金保険の被保険者資格が確認できる同僚 23 人の合計 25 人に照会し 17 人から回答を得られたところ、申立人が名前を挙げた同僚の一人が申立人の勤務をうかがわせる供述をしているものの「勤務期間は特定できない。」としている上、その一人を除いた 16 人が、いずれも申立人を記憶していないことから、申立人の申立期間における勤務実態について確認することができない。

さらに、申立期間について、当該事業所に係る被保険者原票において、申立人の厚生年金保険の加入記録が確認できず、一方、同原票において健康保険の

整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

加えて、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も、厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶がない。

その上、申立人の当該事業所に係る雇用保険の被保険者記録は確認できない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 北海道厚生年金 事案 4061

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 9 月頃から同年 12 月頃まで  
申立期間は、A市B町にあったC事業所でD職として勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が無かった。  
申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が主張する所在地にC事業所は確認できないが、同所在地に当該事業所と名称が類似するE事業所が確認できること、及び申立人の従事業務等に関する具体的な供述から判断すると、勤務開始日及び退職日の特定はできないものの、申立人がE事業所で勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、E事業所は昭和 33 年 2 月 27 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間は同保険の適用事業所でなかったことが確認できる。

また、C事業所及びE事業所の承継先であるF社G支店は、「当時の資料を保管していないため、申立人の在籍状況等については不明である。」と回答していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

さらに、申立人は当時の同僚の名前を記憶していないことから、申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所であったC事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）により、申立期間及びその前後の期間において厚生年金保険被保険者資格を取得している同僚 14 人に照会し、11 人から回答を得られたものの、全員が、「申立人について記憶していない。」と回答していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

加えて、申立期間に係るC事業所の被保険者原票において、申立人の厚生年金保険の加入記録は確認できず、一方、被保険者原票において健康保険の整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

その上、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶がない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 北海道厚生年金 事案 4062 (事案 2290 及び 3136 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 4 月頃 から 39 年 4 月頃 まで

申立期間は、A 所有の B 船に乗船していたが、船員保険の加入記録が無いのはおかしいので、船員保険の加入記録を訂正してほしいと申し立てたが、第三者委員会から年金記録の訂正は必要でないとの通知をもらった。

今回、C 船と一緒に乗船していた二人に証明書を書いてもらったので、申立期間について船員保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 船舶所有者名簿及び船員保険被保険者名簿により、申立期間当時、B 船の船舶所有者であったことが確認できる者は既に死亡していることが確認できることから、申立人に係る勤務実態及び船員保険の適用状況について確認することができないこと、ii) 申立人が B 船の D 職であったとする者に照会したものの、申立人が申立期間において同船舶に乗船していたことを裏付ける供述は得られなかったこと、iii) オンライン記録により、申立期間当時、同船舶において船員保険の被保険者であったことが確認できる者のうち、所在が確認できた 11 人 (前述の申立人が D 職であったとする者を除く。) に照会したところ、回答が得られた 8 人のうち 4 人は、「申立人を知らない。」と述べているほか、申立人を記憶していると供述する他の 4 人からも、申立人が申立期間において同船舶に乗船していたことを裏付ける供述は得られなかったこと、iv) 同船舶に係る申立期間の船員保険被保険者名簿において申立人の氏名は無く、一方、被保険者証番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものは考え難いこと、v) 申立人は、同船舶の E 職であった者の息子が作成した「船員保険加入証明書」を提出し、「証明書があるので、申立期間について船員保険の被保険者であったことを認めてほしい。」

と主張するが、当該証明書においては、申立人が申立期間において同船舶に乗船し、船員保険に加入していた旨の記載が無い上、当該証明書の作成者に照会したところ、「申立人から要請されたので証明書を作成したが、私は当時中学生であったことから、申立人が申立期間当時、B船に乗船していたかどうかや、船員保険に加入していたかどうかは分からないため、そのことは書いていないはずである。父は、船員保険に加入させなければならない時には間違いなく加入手続を行ったはずなので、加入記録が無いとすれば、乗船していなかったか、又は乗船していたのが他の船舶であったとしか考えられない。当時を知る者に聞いてみたものの、申立人が同船舶に乗船していたことを誰も記憶していなかった。」と供述しており、申立人が申立期間において同船舶に乗船し、船員保険に加入していたことを裏付ける資料や供述は得られなかったこと、vi) 申立人が、「当時、船員保険料を、E職に現金で届けていた。」と主張するところ、申立人が同船舶のD職であったとする者、及び船員保険被保険者名簿により、申立期間前後に同船舶所有者の船舶において船員保険の被保険者であったことが確認でき、生存及び所在が確認できた者6人の合計7人に再度照会したところ、船員保険料の控除方式について供述が得られた3人は、いずれも「当時、船員保険料は給与から控除されており、同保険料をE職に現金で届けることはなかった。」と供述していることから、当該主張も不自然であることを理由として、既に当委員会の決定に基づく平成22年7月2日付け及び同年12月17日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、今回の再申立てに当たり、C船で一緒に乗船していた二人が作成した証明書を提出し、「証明書があるので、申立期間について船員保険の被保険者であったことを認めてほしい。」と主張するが、当該証明書においては、申立人が申立期間においてB船に乗船し、船員保険に加入していた旨の記載が無い上、当該証明書の作成者二人に照会したところ、C船でD職であった者は、「C船の海員名簿を参考にして証明書を作成したが、B船の資料が存在せず、詳しいことは不明であり、申立期間について申立人がB船に乗船していた記憶はない。」と供述しており、他の一人は、「申立人から要請されたので証明書を作成したが、申立期間について申立人がB船に乗船していた記憶はない。」と供述している。

また、申立人が、「B船とC船は同じ船である。」と主張するところ、前述のC船のD職であった者は、「B船とC船は所有者が同じであるが、B船はC船の旧船である。」と供述していることから、当該主張も不自然であることを踏まえると、これらの主張は当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 4 月 1 日から 20 年 4 月 21 日まで

申立期間は、A社に勤務していた。給与は月に25万円から30万円支給されていたのに標準報酬月額が15万円と記録されている。同社が偽りの報酬月額の届出をしており、社会保険事務所(当時)は事実を確認せず受理していたので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額が実際に支給された額より低額で記録されているので、正しい標準報酬月額に訂正してほしいと主張しているところ、申立人から提出された給与明細書及びA社から提出された申立人の申立期間に係る賃金台帳(以下「給与明細書等」という。)において確認できる平成19年5月及び同年6月支給の報酬の合計額を2で除した額に見合う標準報酬月額(28万円)は、同年の算定基礎届で届出受理され決定された標準報酬月額(15万円)と相違があることが確認できる。

また、当該事業所は、「厚生年金保険被保険者資格取得時の報酬月額は、給与の見込額(15万円)で社会保険事務所へ提出している。報酬月額変更の届出については、社会保険事務手を担当していた職員が届出手続を怠ったと思われる。」と回答している。

しかしながら、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

給与明細書等において確認できる申立人の申立期間に係る報酬月額に見合

う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録より高額であることが確認できるものの、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、申立期間の全てにおいてオンライン記録と一致していることが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 2 月頃から同年 6 月頃まで  
② 昭和 63 年 4 月頃から平成 3 年頃まで  
③ 平成 3 年頃から 5 年頃まで

申立期間①については、A社又はB社でC職として勤務していた。

申立期間②については、D事業所でC職として勤務していた。

申立期間③については、E社で、F職として勤務していた。

給与から厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、オンライン記録によりA社G支社において厚生年金保険被保険者記録が確認できる同僚の供述から判断すると、時期及び期間の特定はできないものの、申立人がC職担当として同社同支社H支部に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社は、「申立人の在籍記録は確認できない。申立期間①当時、試用期間が3か月程度あり、試用期間経過後に正社員となるが、正社員にならないと社会保険に加入せず社会保険料の給与からの控除も無い。」と回答している上、A健康保険組合は、「申立期間①当時のデータは無い。」と回答している。

また、申立人は、当該事業所に勤務していた同僚の名前を覚えていないことから、健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録により、申立期間①当時、A社G支社において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる8人に照会し回答が得られた二人のうち一人は、「申立人は、私の紹介でA社G支社H支部に勤務していたが、勤務期間は1か月か2か月ぐ

らいであった。私の入社は昭和46年1月1日であるが、試用期間があったため、正社員になったのは同年3月からであり、厚生年金保険の加入も同年同月からである。」と述べている。

さらに、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立人の名前は記載されておらず、一方、同原票において整理番号に欠番が無いことから申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

加えて、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、雇用保険の加入記録においても、当該事業所における申立人の記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料控除の事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②について、申立期間当時の事業主が、「申立人はD事業所でC職担当として勤務していた。」と述べていることから判断すると、時期及び期間の特定はできないものの、申立人がD事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、D事業所はI社チェーンにおいて厚生年金保険等に加入していたところ、オンライン記録によると、同社は平成15年3月20日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていることが確認できる。

また、前述の事業主は、「会社は整理されており、当時の資料は残されていない。社会保険は入社後、3か月から6か月ぐらい様子を見てから加入させていた。雇用保険には加入していない。」と述べている。

さらに、申立人は、D事業所に勤務していた同僚の名前を覚えていないことから、オンライン記録により、申立期間②当時、I社チェーンにおいて厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる14人に照会したところ、回答が得られた6人全員が、申立人とは違う店舗に勤務していたことから、申立期間②における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料控除の事実について供述を得ることができない。

加えて、前述の回答が得られた6人のうち、自身の勤務期間を記憶している二人については、勤務開始日と厚生年金保険の被保険者資格取得日には3か月から1年10か月の相違があることが確認できる。

その上、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料控除の事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 申立期間③について、申立人の主張するE社は、所在地及び業務内容により、J社であることが確認できるところ、申立人は、同社の業務内容及び自身の業務内容について詳細に記憶していることから判断すると、時期及び期間の特定はできないものの、申立人がF職として同社に勤務していたことは

推認できる。

しかしながら、J社は、「申立てどおりの届出を行ったかは不明。厚生年金保険料を納付したかは不明。当時の資料が無いため、申立人が当社に在籍していたかは不明。」と回答している。

また、申立人は、当該事業所に勤務していた同僚の名前を覚えていないことから、オンライン記録により、申立期間③当時、当該事業所において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる4人に照会したところ、3人から回答が得られ、そのうち一人は、「名前は分からないが、私と同じく新聞の求人広告により応募して入社した者がもう一人いた。見習い期間が3か月から6か月あると聞いていた。」と述べているものの、他の二人は申立人を記憶していないことから、申立期間③における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料控除の事実について供述を得ることができない。

さらに、前述の回答が得られた3人のうち2人が記憶する申立期間当時の当該事業所における従業員数は4人から6人であると供述しているところ、オンライン記録によると、厚生年金保険被保険者数（事業主を除く。）は2人から3人であることが確認できる。

加えて、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、雇用保険の加入記録においても、当該事業所における申立人の記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間③における厚生年金保険料控除の事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、全ての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。